

# 平成29年度 観光いばらきホームページにおける コンテンツ強化学業委託者公募に関する説明書

1 公告日 平成29年3月10日

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務名

平成29年度 観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化学業委託業務

(2) 委託業務の目的

茨城県への誘客、県産品の販路拡大及びイメージ向上を図るため、茨城県観光情報ポータルサイト「観光いばらき」(以下「ホームページ」という)を中心に、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

(3) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 提案額

金6,437,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内

※ なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 担当部局

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局  
(茨城県商工労働観光部観光局観光物産課 宣伝誘客グループ)  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
電話 029-301-3622 (直通) FAX 029-301-3629  
E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

#### 5 企画書の提出について

##### (1) 提出物

- ① 企画提案提出書 (様式第1号)
- ② 資格要件に関する申立書 (様式第2号)
- ③ 企画書

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

- ア 企画に当たっての考え方, 実施方針
- イ 特集の年間の計画案
- ウ 特集イメージ (構成, 文章, レイアウトなどがわかるもの)
- エ 観光いばらきの情報発信の年間の計画案
- オ 業務 (取材・情報発信・情報管理・PR) の実施体制
- カ その他自由提案

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

##### (2) 提出部数 6部

①・②・④・⑤は1部提出。③については、一冊の資料としてまとめ、無記名のものを5部、社名を記載したものを1部提出。

(3) 提出期限 平成29年3月24日(金)午後5時(必着)

(4) 提出先 担当部局と同じ

(5) 提出方法 持参または郵送(送付記録が残るもの)に限る。

(6) 参加報酬 企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし、各参加者が経費を負担する。

#### 6 業務委託者の選定

##### (1) 審査方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書の内容を(2)の評価項目にもとづき審査したうえで決定します。

##### (2) 企画提案内容を審査するための評価項目

業務実施方針及び手法等	① 業務内容との理解度 ② 提案内容の的確性 ③ 提案内容の独創性 ④ 提案内容の実現性 ⑤ 手法の妥当性 ⑥ 見積額の妥当性
業務の実施体制	⑦ 要員配置等の適切性 ⑧ 配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	⑨ 同種または類似業務の実績

##### (3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
- イ 審査の内容については一切公表しません。
- ウ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

(4) 業務委託の方法

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に準じ、作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。

なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

(5) その他

ア 提出された企画書等は返却しません。

イ 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とします。

7 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等について、平成 29年 3月23日(金)午後5時まで、担当部局へのFAX又はEメールにより様式第3号にて受け付ける。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会 長 橋 本 昌 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名印

印

平成29年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会 長 橋 本 昌 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名印

印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する平成 29 年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

質疑・回答書

名 称:

担当者名:

連絡先:

質 問 内 容

回 答 内 容